

重点 7

特別支援教育の充実

【実践の強調点】個別の指導計画等を活用した指導の充実を

- 校内支援体制の整備・充実**
 - 校長のリーダーシップの下、特別支援教育に係る校内支援体制の充実に努める。
 - 特別支援教育コーディネーターを中心に、特別支援学校等の関係機関との連携を図りながら、校内外の研修の充実による教職員の専門性の向上を図る。
 - 個別の教育支援計画、個別の指導計画を活用し、校内及び校種間における引継体制の整備を図り、個々の児童生徒の障害の状態等に応じた組織的・継続的な支援に努める。
- 個別の指導計画等の活用による指導の充実**
 - 共生社会の形成に向けて、全ての児童生徒が共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶ機会となるよう、ねらいを明確にした、組織的、計画的な交流及び共同学習の実施に努める。
 - 個々の障害等に応じた教育課程を適切に編成し、自立や社会参加に向けた指導の充実を図る。
 - 特別支援学級在籍や通級による指導を受ける児童生徒については、個別の指導計画等を基に、指導の評価、改善を行い、障害の状態等に応じた指導の充実を図る。また、通常の学級に在籍する障害のある児童生徒などについても、個別の指導計画等の作成に努め、教職員間の情報共有を図り、困難さに応じた指導の充実に努める。
- 家庭や地域社会、関係機関との連携**
 - 児童生徒や保護者のよき相談相手となり、学習上又は生活上の困難について理解し合い、進路や将来の自立、社会参加について適切な指導・援助に努める。
 - 共生社会の形成に向けて、連携した支援を進めるために、家庭や地域社会へ特別支援教育に対する理解を促す。
 - 将来の自立や社会参加に向けて、個別の教育支援計画を基に、特別支援学校や福祉、医療、労働等の関係機関と連携した支援の充実を図る。

重点 8

環境教育の推進

【実践の強調点】環境教育の全体計画や年間指導計画を基に全教職員で共通理解と協力体制づくりを

- 教科等間の関連を踏まえた指導の工夫**
 - 環境教育の全体計画や年間指導計画を基に、全教職員で共通理解と協力体制づくりを図り、教科等間の関連を踏まえた指導に努める。
 - 地域環境を共有する近隣の小・中学校がお互いの諸計画を交換し合ったり、取組状況を報告し合ったりしながら、地域の特色を生かした効果的で継続的な指導に努める。
- 環境に関わる体験活動の充実**
 - 学習した内容が日常化につながるよう、体験活動の事前・事後指導の充実など、意識化・行動化を図る指導の工夫に努める。
 - 環境問題について学んだことを実生活の中で生かすことを通して、環境保全に主体的に取り組む行動力を身に付けさせるために、家庭や地域社会と連携し、体験活動の充実を図る。

重点 9

国際化に対応する教育の推進

【実践の強調点】各学年の領域に応じた言語活動の工夫・充実を

- 我が国や郷土に対する愛着と誇りを涵養する教育の推進**
 - 我が国の伝統や文化に関する教育の充実を図るとともに、郷土の自然環境・歴史・伝統・産物等の素材を教材化し、全教育活動を通じた計画的な指導に努める。
 - 自分たちの伝統や文化を大切に思う気持ちをもつとともに、我が国と諸外国各々のよさに気付かせ、異なった文化や考えをもつ人々とも互いによさを認め合い、尊重し合おうとする態度を育成するための指導を工夫する。
- 外国語を通してコミュニケーションを図る資質・能力の育成**
 - 外国語指導助手などの効果的な活用及び各学年の領域に応じた、互いの考えや気持ちを伝え合う言語活動の工夫・充実に努める。
 - 小・中学校の接続を重視するとともに、学びの連続性を意識した指導の工夫に努める。
- 異なった文化や習慣をもつ人々との交流の推進**
 - 帰国児童生徒や外国人児童生徒に対して、年間を通じた計画的・継続的な生活適応指導・日本語指導等の工夫に努める。
 - 異なった文化や習慣への理解を深めるため、外国語指導助手や地域に暮らす外国人、外国生活経験者等との交流などを通して、世界への関心を高め、視野を広げる指導を工夫する。

重点 10

情報化に対応する教育の推進

【実践の強調点】学習指導におけるICTの適切な活用を

- 情報教育を推進する指導体制の整備・充実**
 - 児童生徒の発達の段階や校種間の接続を踏まえた系統的な情報教育が展開されるよう、新学習指導要領の内容を踏まえながら全体計画及び年間指導計画の見直しを図る。その際、小学校においては、教育課程全体を見渡し、プログラミングに関する学習活動を学校の実態に応じて適切に位置付ける。また、教育情報セキュリティポリシー等の策定に努める。
 - 全ての教員が、授業にICTを活用する能力、児童生徒にICTの活用を指導する能力、情報モラルなどを指導する能力等を身に付けることができるよう、校内研修体制の整備・充実に努める。
- 学習指導におけるICTや各種統計資料等の適切な活用**
 - コンピュータ等を活用し、課題解決のために必要な情報を得たり、情報を整理・比較したり、情報を発信・伝達したりする等の学習活動を各教科等の特質に応じて計画的に実施するように努める。また、小学校では、コンピュータで文字を入力するなどの基本的な操作を習得するための学習活動やプログラミングを体験しながら論理的思考力を身に付けるための学習活動を各教科等の特質に応じて計画的に実施するように努める。
 - 各教科等の学習活動の際は、ICTの活用に加え、各種の統計資料や新聞、視聴覚教材や教育機器などの教材・教具も適切に活用し、児童生徒の情報活用能力の育成に努める。
- 計画的・継続的な情報モラル教育の実施**
 - 児童生徒の情報機器の所有状況や家庭における使用状況等を基に、自他の権利を尊重し情報社会での行動に責任をもつこと、情報を正しく安全に利用すること、情報機器の使用による健康との関わりを理解すること等、発達の段階に応じて、指導内容を吟味し、計画的・継続的に指導するように努める。
 - 情報モラルに関する指導の際は、各教科等における指導及び生徒指導とも関連させた指導が行われるように指導体制を工夫する。また、家庭との連携を図りつつ、地域や民間企業等の教育資源を効果的に活用する。

重点 11

研修の充実

【実践の強調点】新学習指導要領に基づく実践的研究の充実を

- 日常的に学び合い、指導力を高め合う校内研修体制の整備・充実**
 - 管理職のリーダーシップの下、全教職員が同僚性を発揮し、所属学年・専門教科の枠を越えて、日常的に学び合い、指導力を高め合う校内研修体制の整備・充実を図る。
 - 「教員等の資質の向上に関する指標」の趣旨や内容の周知を図り、専門職として調和の取れた研修の推進及び一人一人が資質の向上に具体的に取り組める研修体制の整備を図る。
- 自校の教育課題解決のための実践的研究の充実**
 - 全教職員の参画意識を高め、研究のねらいや目指す児童生徒像、内容、方法を明確にし、より実践的な研究に取り組む。
 - 児童生徒の変容を具体的な姿で評価・検証し、研究で得た成果や課題を日常の実践につなげ、児童生徒に返していくための取組を工夫する。
- 新学習指導要領に基づく実践的研究の充実**
 - 全教職員で新学習指導要領の趣旨と内容の十分な理解を踏まえ、自校の実態に応じた教育課程の編成・実施・評価・改善を図り、実践的研究の充実に努める。
 - 特色ある教育活動の充実を目指し、地域の教育資源や学習環境の活用を図る。

重点 12

複式教育

【充実のために】見通しをもった年間指導計画の作成を

- 校内体制の整備・充実**
 - 複式指導についての研修を全校体制で計画的に実施し、日常の授業改善に努める。
 - 他学年との「合同学習」や他校との「集合学習」「交流学习」の場を、明確なねらいの下に一層積極的に設定し、社会性や向上心の育成に努める。
- 実情に即した年間指導計画の作成**
 - 複式指導を一層充実させるために、二つの学年の学習内容の関連を考慮して、単元の配列を工夫するなど、見通しをもった年間指導計画を作成する。
 - 変則複式が設置される学校は、単元の組合せや時間配当の工夫に努める。
- 学習指導の工夫・充実**
 - 1単位時間の授業において、学習内容の焦点化を図った間接指導、ねらいに迫る発問により深まりのある交流となる直接指導に努める。
 - 間接指導の充実を図るために、学習の手順・方法や話し合いの仕方等を、一人一人の児童生徒の実態に応じて身に付けさせるとともに、「ガイド学習」を取り入れたり、ワークシートやヒントカード、教室環境等の工夫に努めたりする。
 - 直接指導の充実を図るために、相手意識を明確にした発信をしたり、上学年の内容に触れたり、既習内容を振り返ったりする機会をつくるなど、授業の中での学年間交流の場の設定を工夫する。

令和3年度 上北の教育



青森県基本計画
「選ばれる青森」への挑戦
支え合い、共に生きる

青森県教育庁 上北教育事務所

方針

郷土に誇りを持ち、多様性を尊重し、創造力豊かで、新しい時代を主体的に切り拓く児童生徒を育成するため、教育は人づくりという視点に立って、学校運営に創意工夫をこらし、夢や志の実現に向け、知・徳・体を育む学校教育の推進に努める。

上北の学校教育においては、子供たちが社会の中で自立するための力を身に付け、国内外で活躍できる人材として成長できるよう、「確かな学力の育成」、「豊かな心の育成」、「健やかな体の育成」を教育課題としており、知・徳・体の調和のとれた児童生徒の育成が重要である。これまでも、子供たちが自ら考える力などの確かな学力や他者と協調し他者を思いやる心などの豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力など、生きる力を育む教育の推進に取り組んできている。

複雑で予測困難な時代の中でも、子供たちが社会の変化に主体的に関わり、自らの可能性を発揮し多様な他者と協働しながら、よりよい社会と幸福な人生を切り拓き、未来の創り手となる力を身に付けられるようにすることが重要である。こうした力は、生きる力そのものであり、今後も、生きる力を育む教育の更なる推進を図ることと、向上心や学ぶ意欲の源となる夢や志の実現に向けた教育を展開することが必要である。

また、不登校、いじめや非行などの問題行動への対応、特別支援教育の充実、安全教育の充実に対しても、より一層積極的に取り組むことが求められている。

これらのことから、教育は人づくりという視点に立って、一人一人の子供の未来を見据え、学校運営に創意工夫をこらし、学校間や家庭、地域社会との「横の連携」と、幼児教育から高等学校教育までの「縦の連携」を大切にしながら、教育課程に基づき組織的かつ計画的に教育活動の質の向上を図っていく必要がある。

各学校においては、全教育活動を通して教育目標の具現化に努めることが重要であり、まず、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を進めるとともに、きめ細かな個に応じた指導を行うこと、生徒指導等においては、全教職員の共通理解を図り、目的意識を明確にもった指導を行うことが不可欠である。また、教科等横断的な視点をもちつつ、学年相互の関連を図りながら教育課程を編成することや、「社会に開かれた教育課程」の理念に基づき、家庭や地域社会と連携及び協働を図りながら指導に当たることが大切である。

学校教育の成否は、直接の担い手である教員の資質能力に負うところが大きい。各学校においては、教員の働き方改革を進めていくとともに、日常の研究・研修に関わる取組や相互のコミュニケーションを通して、教員の資質の向上を図り、より望ましい教育の創造を目指していくことが大切である。

重点 1－1

授業の充実

【実践の強調点】「めあてとまとめ」「見通しと振り返り」を工夫した授業づくりを

① 学習過程及び評価の充実

- 導入：「めあて」（学習課題）と解決方法の「見通し」の明確化
児童生徒から疑問を引き出すなどして、解決の必然性・必要感のあるめあて（学習課題）を設定する（動機付け）とともに、予想などから解決方法の見通しを明確にもたせる（方向付け）。
- 展開：自己の考えを広げ深める対話的な学びの工夫
学習形態を工夫し対話を通して課題を解決するなど、児童生徒の実態に即した多様な解決方法を取り入れ、思考力、判断力、表現力等を育成する。また、児童生徒の多面的・多角的で深い理解を支える教師の支援の在り方を工夫する。
- 終末：学習内容の定着を図る「まとめ」と次の学びにつなげる「振り返り」の場の設定
児童生徒の言葉を生かして学習内容をまとめ、一人一人の学びを振り返る場を設定することによって、学んで得た知識や技能を関連付けたり、自身の変容に気付かせて身に付いた資質・能力を自覚させたりする。また、未解決事項や深めたい事項を明らかにすることにより次時の学びにつなげる。
- 評価：評価の観点に対応した指導と評価の一体化
評価規準等の見直しを図り、評価に応じた具体的な指導の充実を図る。

2 学習環境づくりと学習習慣の確立

- 学校図書館を利用した調べ学習の充実や主体的な学習活動を支えるICT活用の環境づくりに努め、積極的な活用を図る。
- 学び方を身に付けさせ、家庭と協力しながら学習習慣の確立に努める。

3 新学習指導要領に対応する年間指導計画及び評価規準等の整備・活用

- 新学習指導要領の趣旨を踏まえた各教科等の年間指導計画及び評価規準等の整備・活用を図る。

重点 1－2

総合的な学習の時間の充実

【実践の強調点】新学習指導要領の趣旨に沿った指導計画の改善を

① 新学習指導要領の趣旨に沿った指導計画の改善

- 全教育活動との関連や小・中学校相互に情報を共有しながら、六つの要素（目標、内容、学習活動、指導方法、学習の評価、指導体制）を示した全体計画及び各教科等との関連を示した年間指導計画の改善を図る。

2 探究的な学習活動の充実

- 探究課題の解決や探究的な学習の過程（課題の設定、情報の収集、整理・分析、まとめ・表現）においては、各教科等で身に付けた資質・能力を積極的に活用し、他者と協働して課題を解決しようとする学習活動の充実を図る。
- 地域の教材や学習環境を活用し、体験活動や観察・実験、見学や調査、発表や討論などの学習活動を積極的に取り入れる。

3 評価の工夫

- 各学校の目標や内容に基づいた評価の観点を定めるとともに、育成を目指す資質・能力が、児童生徒に身に付いたのかを適切に評価するための評価規準を定める。
- 学習の結果だけではなく、多様な評価方法を適切に組み合わせながら、学習の過程も評価する。

重点 2

道徳教育の充実

【実践の強調点】道徳科の特質を生かした多様な指導方法の工夫を

1 道徳教育を推進する指導体制の整備・充実

- 校長の方針の下、道徳教育推進教師を中心に、全教職員が協力して道徳教育を展開する指導体制の整備・充実を図る。
- 各学校の道徳教育の目標を達成するために、各教科等、体験活動などの指導の時期や内容を示した別葉の作成・見直しに努める。

2 道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる指導の工夫

- 確実な授業実践のために、各時間のねらいや指導の概要等を明示したり、授業の評価や反省を記入する欄を設けたりするなどの工夫により、活用できる年間指導計画の作成に努める。
- 児童生徒の発達の段階や特性等を考慮し、道徳科の特質を生かした多様な指導方法の工夫に努める。

3 郷土を愛する心を育む指導の充実

- 地域教材及びその素材の保存と共有、開発と活用に努める。
- 家庭や地域社会との共通理解に基づく、連携・協体制の整備・充実を図る。（道徳教育の方針や計画の公表、道徳科授業の公開、道徳教育に関する意見交換場の設定等）

重点 3

特別活動の充実

【実践の強調点】学級活動の内容や資質・能力を育成する学習過程について共通理解を

1 話し合いを生かした学級活動の充実

- 学級活動の内容や資質・能力を育成する学習過程について、学校全体で共通理解を図る。
- 学級や学校における諸問題の解決や組織づくり等について話し合い、合意形成を図り、実践する活動や振り返りの充実に努める。
- 生活や学習への適応及び一人一人のキャリア形成等について話し合い、意思決定し、他教科等と関連させながら、自己の課題の解決や社会参画意識の醸成を図る。

2 主体的に活動する児童会活動・生徒会活動の工夫

- 学校生活上の諸問題の解決や組織づくり等について話し合い、合意形成を図り、つくったきまりを守る活動や振り返りの充実に努める。
- 児童会においては、高学年が中心となり学校全体で異年齢集団活動を行い、生徒会においては、ボランティア活動等の社会参画を行うよう、他教科等と関連させながら、指導体制の充実を図る。

3 所属感や連帯感を深める学校行事の充実

- 学校や地域の実態に応じて、他教科等と関連させながら、行事の重点化や関連・統合を図るなど、学校生活に秩序と変化を与える諸行事の充実に努める。
- 行事のねらいや意義を事前指導で理解させ、自然体験や社会体験、防災・防犯体験等を行わせるとともに、気付いたことなどを振り返り、まとめたり発表し合ったりするなどの事後指導の充実に努める。

4 協力して興味・関心を追求するクラブ活動の工夫（小学校）

- 児童が具体的な活動計画を立てて役割分担し、必要に応じて話し合い活動を行い、協力して運営できるよう、指導の充実を図る。
- クラブ活動の教育的意義について共通理解を図り、他教科等と関連させながら、児童の興味・関心に応じてクラブを設置するとともに、活動の成果について発表したり、振り返ったりする活動の充実に努める。

5 特別活動の全体計画、年間指導計画の共通理解及び改善

- 新学習指導要領に基づき、全体計画及び年間指導計画について、共通理解を深めるとともに、改善に努める。

重点 4

体育・健康教育の充実

【実践の強調点】健康な生活を積極的に実践できる指導の充実を

1 運動に親しむ資質・能力の育成及び体力の向上を図る指導の充実

- ICTや学習カード、話し合い活動やグループ活動等を取り入れ、児童生徒が自己の能力に適した課題を見付け、思考し判断しながら、課題を解決する学習過程となるように努める。また、児童生徒の運動量の確保にも十分配慮する。
- 教育活動全体において、体力テストの結果等から明らかになった課題に取り組んだり、仲間とともに多様な運動に親しんだりできる場や時間を設定し、児童生徒が主体的に体力を高める機会の確保に努める。また、家庭や地域社会、関係機関と連携し、運動の習慣化が図られるよう努める。

② 健康な生活を積極的に実践できる指導の充実

- 学校保健計画に基づき、児童生徒の心身の健康状態を把握して個人や集団の課題を明確にし、学校保健委員会等を機能させながら組織的かつ意図的・計画的な指導の充実に努める。
- 児童生徒が健康に関する正しい知識を身に付け、適切に意思決定や行動選択できるようにするために、保健教育の充実を図り、具体的な実践に結び付くように努める。

3 食に関する指導の充実

- 給食の時間、特別活動、各教科等において、食に関する指導を関連付け、学習した内容を日常生活に生かせるような指導に努める。また、児童生徒の実態を把握し、指導の評価に努める。
- 児童生徒の食物アレルギーの把握、危機発生時の体制整備等、衛生・安全面に十分配慮する。

4 安全管理及び安全教育の充実

- 各学校の実情に応じた学校安全計画及び危機管理マニュアルの見直しと、その内容を教職員間で共通理解する場の設定をする。また、学校安全委員会等を機能させながら、家庭や地域社会、関係機関と連携して児童生徒の安全を確保する体制の整備に努める。
- 自他の生命尊重意識を基盤とし、身近にある危険を予測・回避し、安全に行動できるようにするための発達の段階に応じた指導の工夫に努める。

青森県教育庁 上北教育事務所
〒039-2593 上北郡七戸町字蛇坂55-1
TEL：0176-62-2128／FAX：0176-62-2130
MAIL：E-KAMIKITA@pref.aomori.lg.jp

重点 5

生徒指導の充実

【実践の強調点】児童生徒が主体となるいじめ防止活動の推進と組織的な対応の徹底を

1 基本的な生活習慣の確立や自己指導能力の育成を目指す協働的な指導体制の充実

- 全教職員の共通理解の下に全校で取り組む重点的な指導事項を設定し、実践状況を確認するための場を定期的に設け、改善を図る。
- 自校の課題や新しい問題等について、事例研究・演習等を含めた校内研修を、積極的に実施することにより、教職員一人一人の資質向上と、学校組織としての指導力向上を図る。
- 児童生徒の基本的な生活習慣の確立や自己指導能力の育成を目指し、校内の指導体制を充実させるとともに、近隣の学校、家庭、地域社会及び関係機関と連携・協働し、情報を共有して相互の信頼・協力関係を一層強化する。

2 生徒指導の機能を生かした授業や学年・学級経営の充実

- 児童生徒が主体的に取り組めるような場を工夫することにより、生徒指導の機能を生かした授業や学年・学級経営の充実を図る。

3 児童理解・生徒理解を深める教育相談の充実

- 日常的な触れ合いや個に応じた教育相談、アンケート調査などを通し、児童生徒のより詳細な内面理解に努める。また、日常的な指導状況について教職員間及び保護者との確実な情報共有を図る。
- 積極的に教育相談などを行うことで、児童生徒の悩みや不安を早期に把握し、問題行動・不登校等の未然防止、早期発見・早期対応に努める。

④ 児童生徒が主体となるいじめ防止活動の推進と組織的な対応の徹底

- いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりの実現に向けて、児童生徒が主体となるいじめ防止活動を推進する。
- 外部専門家を学校いじめ対策組織に参画させ、教職員が気付いた児童生徒の些細な変化に関する情報を素早く共有し、ハートフルリーダーを中心として、いじめの積極的な認知と組織的対応に努める。

重点 6

キャリア教育の充実

【実践の強調点】学級活動を要とした全体計画及び年間指導計画の作成・見直しを

1 指導体制の整備・充実

- 各教科等との関連を図りつつ、学級活動をキャリア教育の要として位置付けた全体計画及び年間指導計画の作成や見直しを図る。
- キャリア教育担当教師等を中心に、キャリア教育で育む資質・能力や具体的な指導場面等について全教職員で共通理解を図り、指導の充実に努める。

2 現在及び将来の生き方について考え、行動し、活動の過程を記録する指導の充実

- 将来の夢や目標の実現に向け、学ぶこと、働くこと、生きることの結び付きについて考えたり、身の回りにある課題を解決するために、主体的な意思決定に基づいて協働的に活動したりする場を学級活動等の中に意図的に位置付けた指導に努める。
- 児童生徒が自己理解を深め、主体的な学びの実現や今後の生活の改善に生かすことができるよう、「キャリア・パスポート」等を活用した指導に取り組む。
- 児童生徒一人一人の生活や人間関係、生き方や進路、学校生活に関する悩みや迷いなどを受け止め、自己の可能性や適性についての自覚を深めさせたり、適切な情報を提供したりしながら、児童生徒が自らの意思と責任で選択、決定することができるようにするためのキャリア・カウンセリングを計画的・継続的に実施する。

3 啓発的体験活動の充実

- [小学校]
学級や学校、家庭や地域のために、身の回りの人と力を合わせ、工夫しながら役割を果たす活動に取り組ませ、社会参画意識の醸成や働くことの意義の理解を図る。
- [中学校]
集団や社会のために、他者と協力し、自らの能力や適性を生かしつつ責任をもって役割を果たす活動に取り組ませ、社会参画意識の醸成や勤労観・職業観の形成を図る。

